

平成27年2月6日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 差押債権取立請求事件

口頭弁論終結日 平成27年1月22日

判 決

原告

国

被告

株式会社Y

主 文

- 1 被告は、原告に対し、2260万円及びこれに対する平成26年7月5日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

- 1 原告は、主文同旨の判決を求め、請求原因として別紙訴状写し「請求の原因」欄記載の事実のとおり述べた。
- 2 被告は、本件口頭弁論期日に出頭しないところ、陳述したものとみなされた答弁書には、被告は第三債務者ではありえないなどとする記載がある。これによると、被告は、原告の請求の棄却を求めるとともに、少なくとも、前記請求原因中の滞納会社が被告に対して有する売買代金の存在(別紙訴状写し「請求の原因」2)を争うものと解される。
- 3 そこで、請求原因事実については、訴状写し「請求の原因」欄掲記の甲各号証及び弁論の全趣旨によって、これらを認めることができる。
- 4 以上によれば、本件請求は理由があるから、これを認容すべきである。よって、主文のとおり判決する。

広島地方裁判所民事第3部

裁判官 梅本 圭一郎

別紙

訴 状

平成26年10月27日

広島地方裁判所民事部 御中

原告 国
被告 株式会社Y

差押債権取立請求事件

訴訟物の価額 2260万円
貼用印紙額 8万9000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金2260万円及びこれに対する平成26年7月5日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 第1項につき仮執行宣言。

第2 請求の原因

1 滞納会社に対する租税債権の存在

株式会社A（以下「滞納会社」という。）は、広島県呉市に本店を置き、中古の建設機械及び同部分品の売買等を目的とする株式会社である（甲第1号証）。原告（所管庁・広島国税局長）は、滞納会社に対し、平成26年7月1日現在、既に納期限を経過した平成22年度から平成24年度までの源泉所得税並びに平成21年度から平成25年度までの消費税及び地方消費税の合計1786万0001円の租税債権（以下「本件租税債権」という。）を有していた（甲第2号証）。

なお、本件租税債権は、同日以降に発生した延滞税も含め、現在まで全額が未納となっている。

2 滞納会社が被告に対して有する売買代金債権の存在

被告は、中古の建築機械及び同部分品の売買等を目的とする株式会社である（甲第3号証）。

滞納会社は、平成25年11月1日、被告に対し、木屑破碎機ほか13点の車両・機械を代金2500万円で売り渡し、被告に対する売買代金債権（以下「本件売買代金債権」という。）を取得した（甲第4号証、第5号証）。

その後、被告は、滞納会社に対し、本件売買代金債権の一部弁済として、240万円を支払ったので、本件売買代金債権の残額は2260万円となった。

なお、被告は、平成26年6月19日、海田税務署長に対し、本件売買代金

債権の残額が同日時点で2260万円である旨付記した帳簿の写しを提出し（甲第6号証）、滞納会社は、同年7月1日、海田税務署長に対し、本件売買代金債権の残額が2260万円である旨の確認書を提出した（甲第7号証）。

3 本件売買代金債権の差押え及び取立権の取得

原告は、本件租税債権に係る徴収をするため、平成26年7月1日、国税徴収法（以下「徴収法」という。）62条に基づき、滞納会社が被告に対して有する本件売買代金債権を差し押さえ、同日、被告に対し、履行期限を「当国税局から請求あり次第即時」と定めた債権差押通知書を送達した（甲第8号証、第10号証）。

その結果、原告は、徴収法67条1項の規定に基づき、本件売買代金債権の取立権を取得した。

4 本件売買代金債権に係る弁済の履行催告

原告は、平成26年7月1日、被告に対し、本件売買代金債権の弁済期限を同月4日と定めて履行を催告する「差押債権に係る弁済の履行催告書」（以下「本件履行催告書」という。）を送達した（甲第9号証、第10号証）。

しかるに、被告は、現在に至るまで本件売買代金債権の弁済に応じない。

5 結語

よって、原告は、被告に対し、取立権に基づき、本件売買代金債権の未払金2260万円及びこれに対する本件履行催告書記載の履行期限の翌日である平成26年7月5日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める。

証 拠 方 法

本日付け証拠説明書記載の各書証

附 属 書 類

- | | | |
|---|-----------------------|-------|
| 1 | 訴状副本 | 1 通 |
| 2 | 甲第 1 号証ないし第 1 0 号証の写し | 各 1 通 |
| 3 | 指定書 | 1 通 |